

### 第3 医学管理等 認知症地域包括診療料の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和6年3月5日 厚生労働省告示第59号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和6年3月5日 保医発0305第6号）

告示	通知
<p><b>4の8の2</b> 認知症地域包括診療料の施設基準</p> <p>(1) 認知症地域包括診療料1の施設基準 地域包括診療料1に係る届出を行っている保険医療機関であること。</p> <p>(2) 認知症地域包括診療料2の施設基準 地域包括診療料2に係る届出を行っている保険医療機関であること。</p>	<p><b>第6の8の2</b> 認知症地域包括診療料</p> <p><b>1</b> 認知症地域包括診療料1に関する基準 第6の8に掲げる地域包括診療料1の届出を行っていること。</p> <p><b>2</b> 認知症地域包括診療料2に関する基準 第6の8に掲げる地域包括診療料2の届出を行っていること。</p> <p><b>3</b> 届出に関する事項 地域包括診療料1又は2の届出を行っていればよく、認知症地域包括診療料1又は2として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。</p>